

## 平成 28 年度税制改正その 1

Q：本年度税制改正法案が 3 月 29 日に可決されました。中小企業経営者に重要な改正点を教えて下さい。

A：「新 3 本の矢」を後押しする税制

## 1. 法人税率引下げ

## (1) 改正内容：

法人税率を平成 28 年 4 月以後開始年度より現行 23.9%から 23.4%に、平成 30 年 4 月以後開始年度より 23.2%に引下げます。

中小法人の軽減税率特例（所得 800 万円以下は 15%）は平成 29 年 3 月開始年度まで適用です。

## (2) 対応策：

法人実効税率は現行 32.11%から平成 28 年 4 月開始年度 29.97%、平成 30 年 4 月開始年度 29.74%に順次下がります。個人事業の法人成りの検討を。

## 2. 欠損金繰越控除制度の見直し

## (1) 改正内容：

大企業の控除限度額を平成 28 年 4 月開始年度より課税所得の 60%（改正前 65%）平成 29 年 4 月開始年度より 55%（改正前 50%）に改正します。中小企業は全額控除可能です。

欠損金繰越期間の延長（9 年から 10 年へ）は、平成 30 年 4 月開始年度に延期（改正前 29 年 4 月開始年度）。

## (2) 留意点：

平成 30 年 4 月開始年度より、欠損年度の帳簿書類の保存期間と更正期間を 10 年に延長。

## 3. 生産性向上設備投資促進税制の廃止

## (1) 時期別の制度内容：平成 29 年 3 月で廃止。

資産の区分	～平成28年3月31日	～平成29年3月31日	平成29年4月1日～
機械装置、工具、器具備品、ソフトウェア、建物附属設備	即時償却又は 5%税額控除	50%特別償却又は 4%税額控除	廃止
建物、構築物	即時償却又は 3%税額控除	25%特別償却又は 2%税額控除	

## (2) 留意点：事業供用時期で制度内容が異なります。

#### 4.その他の中小企業関係税制

**減価償却方法**：平成 28 年 4 月以後取得の建物附属設備・構築物の減価償却方法は「定額法」に一本化。

**交際費**：現行の損金限度額 800 万円は平成 30 年 3 月開始年度まで 2 年延長。

**少額減価償却資産**：取得価額 30 万円未満の損金特例は平成 30 年 3 月取得分まで 2 年延長。但し、適用法人から従業員 1,000 人超の法人を除外します。

**固定資産税**：平成 31 年 3 月までに、「中小企業の生産性向上に関する法律（新設予定）」による機械装置等（旧モデル比で生産性 1%以上向上等の要件有）を取得した場合、最初の 3 年間は固定資産税の課税標準を 2 分の 1 とします。

平成 28 年 3 月  
税理士法人石井会計

